



第175号  
2014年  
5月28日

発行所 岡山大学職員組合  
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1  
電話 086-252-1111 (代)  
7168 (内線)  
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp)

目次：1：全大教「大学自治を破壊する学校教育法と国立大学法人法の「改正」法案に反対するアピール」  
2~4：要求書・質問書への大学からの回答 4~5：ハラスメント対策学習会報告  
5~6：職員代表委員会から 7：フーテン旅行記 8：単組だより（教育学部）、三朝・地球研だより



## 「大学は主体的に取り組むところ。人に言われてやる ところではない。」（広瀬清吾 東京大学元副学長、専修大学教授）

### 緊急声明

### 大学自治を破壊する学校教育法と国立大学法人法の「改正」法案に反対する

2014年4月25日

全国大学高専教職員組合 中央執行委員会

政府は本日、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」案を閣議決定した。これは、中央教育審議会大学分科会の「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（以下、「審議まとめ」という。）を受けたものである。

このうち、学校教育法「改正」法案は、教授会の審議事項を制限し、諮問機関化することで、学長の権限を強化するものだ。国立大学法人「改正」法案は、現状でも大学構成員の意向を反映させにくい学長選考会議に学長選考基準策定権を与え、学長選考過程から大学構成員の意向をさらに排除しようとするものだ。さらに、現行「二分の一以上」とされている経営協議会の学外委員を「過半数」とすることで、学内構成員の意向を軽視した大学運営を行いやすくするものだ。

全大教中央執行委員会は3月9日付けの声明「中央教育審議会大学分科会『大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）』の撤回を求め、学校教育法の『改正』に反対する」の中で、日本国憲法第23条で保障する学問の自由のためには大学自治が不可欠との立場から、審議まとめの「大学改革」構想を批判し、大学自治の根幹である教授会の位置づけ変更を反対することを表明した。また、大学人11名を呼びかけ人とする「学校教育法改正に反対するアピール署名をすすめる会」は緊急アピールを発表し、賛同署名を呼びかけている。全大教もこの呼びかけに賛同するとともに、事務局団体として署名活動を支援している。2,313人（4月25日現在）の署名が寄せられており、日々その数は増え続けている。

政府・文部科学省は、こうした批判があることを承知の上で、大学自治を破壊し、政府の意向をくむ学長の専権体制の確立を目指して、この「改正」法案を決めた。国民の権利を後退させ、これまで築いてきた民主主義の土壌を掘崩す暴挙である。

全大教は、この学校教育法・国立大学法人法の「改正」に断固反対し、法案がもつ問題点、危険性を広く国民と共有し、国会審議を通じてこの法案を廃案にさせるために運動する。また、その過程で、学問の自由が国民にとってかけがえのない権利であること、それを守るためには大学自治を根幹とする大学制度が必要であることについて、あらためて大学内外で議論を深めるとともに、大学が国民の共有の財産であることを自覚し、大学が自主的に改革を進めていくために力を尽くすことをあわせて宣言する。

教授会が審議する事項を学位授与や教育課程の編成等に限定して人事・予算等については審議させず、また、学長選考過程から大学構成員の意向を排除する“学校教育法「改正」法案”に反対の意思をWEB署名で表明して下さい！ <http://hp47.webnode.jp/>



「組合だより」174号に掲載しましたように、岡山大学職員組合では、「センター試験業務手当についての質問書」「研究活動に係る不正行為疑惑について事実関係説明の要求書」を法人に対して提出しておりました。それらに対する回答が届きましたので報告します。

平成26年4月18日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事・副学長（企画・総務担当）

阿部 宏史

### センター試験業務手当についての質問書について（回答）

1 大学入試センターからセンター入試関係経費はいくら配分されていますか。また、その内、人件費分はいくらになりますか。過去3年間について教えてください。

【回答】人件費分は以下のとおりです。

平成23年度 13,288,200円

平成24年度 14,575,410円

平成25年度 13,890,400円

2 大学入試センターから大学への配分額を決めるための基準を教えてください。

【回答】配分基準は公表されていません。

3 実際に岡山大学構成員に支払われたセンター試験業務手当の総額及びその内訳を、過去3年間について教えてください。

【回答】（平成23年度）

教員 5,904,000円

職員 5,424,000円

合計 11,328,000円

（平成24年度）

教員 7,482,000円（@12,000円：7,260,000円，@6,000円：222,000円）

職員 6,240,000円

合計 13,722,000円

（平成25年度）

教員 7,290,000円（@12,000円：7,020,000円，@6,000円：270,000円）

職員 6,408,000円

合計 13,698,000円

4 現在、センター試験業務手当を1日12,000円としている根拠を教えてください。

【回答】大学入試センター試験については、センターと共同実施による本来業務であるため、通常であれば休日の振替を行い、手当の支給は行わないところ、全国一斉の事業でもあり、試験要員に精神的な負担もかかるため、特殊勤務手当として支給しているものである。

特殊勤務手当は、職務の困難性、責任の度合い、負担の程度により適正な額に定められるものであり、他大学の状況も踏まえつつ決定している。



平成25年度については、センターからの配分額（13,890,400円）がほとんどセンター試験業務手当（13,698,000円）に当たられていることは評価できます。業務に係る予算執行は透明性が原則ですので、今後ともこの原則の下、誠実な執行を要請していきます。なお、人件費の残額の用途、職員の単価内訳等について再質問する予定です。

今年に入って、岡山大学における研究の不正行為疑惑をめぐる記事が新聞・週刊誌等に取り上げられています（『毎日新聞』1/11、『朝日新聞』1/22、『週刊ポスト』2/21号、『現代ビジネス』2/13など）。組合では「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」に基づいて調査を行い、その結果を公表するように以下の要求をしました（『組合だより』174号に全文掲載）。

一 以下について回答を要求する。

1. 報道等によれば、学長は、上記2名の教授の告発に対して「騒がないでほしい」と隠蔽を図ったとされていますが、これは事実でしょうか。
2. 現在、この問題につき、規程にしたがって調査は行われているのでしょうか。そうであるとすれば、現在、どの段階にあるのでしょうか。行われていないとすれば、行う予定はあるのでしょうか。

二 調査委員会の報告について公表を要求する。

規程第10条3項によれば、「学長は、不正行為が存在しなかったことが調査委員会において確認された場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。」とされています。また、同条2項では、「学長は、認定、勧告及び勧告に基づく措置等については、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表する。公表事項について調査対象者の意見がある場合には、その意見もあわせて文書により公表するものとする。」とされています。

つまり、規程は不正行為疑惑につき調査が行われた場合は、不正行為の有無にかかわらず調査結果を公表する等によって事実を説明することを求めています。特に、今回の事件は、世間の耳目を引いた事件でもあり、学内でも関心が高い問題であることに鑑みれば、事実が明らかになった場合には、速やかに学内構成員にその事実につき公表されるよう要求します。

## <大学からの回答>

平成26年4月18日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事・副学長（企画・総務担当）  
阿部 宏史

### 研究活動に係る不正行為疑惑について事実関係説明の要求書について（回答）

2014年4月11日付け岡大職組申第56号で要求のありましたこのことについて、要求項目「一」については、労働条件等に関するものではありませんので、回答は致しかねます。

なお、要求事項「二」については、研究活動の不正行為に関しての告発があった場合は、「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」等に従い、適切な措置をとることとなりますので、その旨連絡いたします。

## 大学には誠実な対応を求めたい



「労働条件等に関することではありませんので、回答は致しかねます」という回答は、労働組合法を意識した回答だと思われます。

しかし大学の職員組合の任務は、一般私企業と異なり、「単に、賃金問題や労働時間の長短」などの労働条件だけに係わるものではありません。特に岡山大学職員組合は、「大学の自治」の一員として、大学の民主的運営に資するよう努めることをその活動の一つの柱としています。教育環境、研究環境、労働環境など、大学が社会的責任を果

たすために必要とされる業務を適正に遂行するための環境整備に、職員組合が、責任の一端を担うことは組合員の要請でもあります。

これについて森田学長も学長選において、「岡山大学においては、過去の団体交渉の経緯からみても、組合と大学当局は建設的な意見交換ができていると認識しており、今後もその状況が続くように努力したいと思っています。」とその意義を認めておられるところです。

大学のコンプライアンス遵守に関しても同様

の問題だと考えます。STAP 細胞論文を巡る一連の報道を契機に、研究不正疑惑に対して社会の注目が高まっています。このような時期に新聞や週刊誌では、岡山大学においても、博士号授与(取得)に関する不正について告発が行なわれ、それに対して学長が隠蔽工作をおこなったごとく取り上げられています。これは当大学に勤務する者からなる職員組合として、看過できる問題ではありません。「文部科学省も、研究不正への対応指針の中で大学などの研究機関に倫理教育を義務づける方針を固めている」(毎日4/10)と報じられています。本件は、究極的には、岡山大学に、倫理教育を行う資格があるのかが問われている問題でもあります。学長が隠蔽工作をおこなったとするならば、それは誠に重大な問題であると考えます。学長は、大学のコンプライアンス遵守において、最高責任者でなければなりません。

さらにその後、同教授等は「論文不正」問題についても告発を行ったと報じられています。本件に関しては、多くの教職員が、事実関係はどうであるのか、本件解決に向けた大学としての姿勢を

知りたいと思っています。現状の情報共有が可能となれば、本件に対する改善策等も、大学構成員から提案されてくるものと考えます。コンプライアンス遵守には、事実関係の情報が明らかにされ、それに対応して、解決策・改善策を立案していくより他に方法はありません。学長ならびに理事を含む執行部の方々には、この際、ぜひ岡山大学の改革・改善へ向けたリーダーシップを発揮して頂きたいものと考えます。

「学長の役割は、大学が研究・教育・社会貢献のすべてにおいて正しい判断を下すことであり、全ての構成員が大学に対して誇りを持ち、学都に存在する喜びを感じる状況を作ることであると考えています。」これは、今年の学長選における森田学長の所信です。この言葉の実践を求めて、再度、「一」につき回答を求めたいと思います。

(執行委員長 中富公一：法学部)



## ハラスメント対策学習会を開催！

2014年3月5日、組合主催のハラスメント対策学習会を実施いたしました。講師には広島大学の横山美栄子氏を迎え、また岡山大学からもハラスメント防止対策室の根岸室長に岡山大学の状況について話をいただきました。平日の午後にもかかわらず13名の参加があり、活発な議論が交わされました。



ハラスメント問題はおおまかには、ハラスメント事案発生—相談—調停・調整・調査—処分—のながれで処理されます(すべての事案が処分となるわけではありません)。今回の組合主催の学習会はハラスメント事案が相談された後、どのような手続きを経るのかに焦点をあてたものでした。

近年岡山大学では年に一回大学主催のハラスメント講演会が開催され、さらに各部局で年に一回ハラスメント防止のための研修会が行われています。これらの講演会・研修会はハラスメント防止を目的に、つまり、ハラスメント事案の発生そのものを押さえるために、主に教職員に対する啓蒙を行うものがほとんどです。

ハラスメント事案が発生した後、ハラスメント相談によってそのハラスメント事案が明確となります。この相談時に相談員がどのように対応するかが非常に重要です。岡山大学では年に一度ハラスメント相談員を集めて研修を行っています。また全国的にみても、各大学の相談員同士の交流もあり、ハラスメントの相談受け付けについてはノウハウもたまってきており、問題点も相談員の間で共有されていると言えます。

ところが、調停・調整・調査の段階になると、まだまだ全国的にみても手探りの状態で行われているというのが実態です。その理由として

1. 相談時よりもさらに高度な守秘が求められる段階であること
2. 調停・調整・調査を要する事案の件数は相談件数に比べても少なく、なかなか経験が蓄積されないこと

などが考えられます。

その結果、誰が調停・調整・調査の委員になるかによって、かなり経過や結果が異なるという状況を生んでいます。それらの委員の業務の性質上、誰が委員となったかが公にされることはありません。相談員がその役割上誰が相談員であるかが公になっているため、実質的に大学構成員全体から相談員としての評価を受けることになりませんが、調停・調整・調査の委員にはそのようなフィ

ードバックは本質的に効きません。

岡山大学では近年特に調停・調整・調査に関して不満が出ておりました。その不満とは「とにかく時間がかかりすぎる」ということです。その原因はさまざまあるのですが、端的に言えば、「組織」として取り組もうという意識が強すぎるためと言えましょう。「組織」としてハラスメント問題に取り組むことは当然であり好ましいことではあるのですが、行き過ぎると「お役所的」になってしまい、決定までに時間がかかるようになってしまいます。



これに対し、広島大学ではハラスメント専門の常勤教員を2名おき、その2名にかなりの権限が与えられています。その教員は調査は行わないのですが、ある程度の調停に相当するところまで実際には踏み込んでいるそうです。その結果、ハラスメント事案の調停・調査にかかる時間は岡山大

学に比べると平均してだいたい半分以下のようなです。ハラスメント問題に迅速に対応できるのはよいのですが、対応が常勤教員2名の能力に依ると講師の横山氏は述べていました。

今回の学習会では、調停・調整・調査に関して組織的すぎるきらいのある岡山大学と個人の能力に依存しすぎる傾向のある広島大学の二つの事例のそれぞれのメリット・デメリットを伺うことができました。その中間のどこかにあるだろうよりよい解を求めて今後も大学間や関係者間の情報交換が重要だと思います。組合もその手伝いできればと考えています。

すでに各部局に伝えられているように、2014年3月31日に国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する規程が改正されました。この影響がどのようにでるのか、組合としても関心を持っています。これに関してのみなさまのご意見も是非お寄せ下さい。(笹倉万里子)



## 職員代表委員会に関する報告

池田直

「事業場別・部署別職員代表委員会」は過半数組合がない事業場に組織される法定の委員会であり、労使協定や就業規則や条件変更などが伝えられる。今年度岡山大学ではメール審議を含め8回開催され、55歳昇給停止、民間並みの早期退職制度の開始、一部年俸制職員給与の整備、ハラスメント防止規程の改正など重要な議題が審議された。

現行制度の欠点は、この会議で議論される内容は全職員の利益なのに職員への周知方法が決まっていないことである。労働組合が積極的な周知方法を構築することを提案したい。

自分は一委員として参加していたが、このうちハラスメント防止規程の改正では、いくつか疑問があり質問をしている。この審議はメール審議であり、質問と回答が記録されたためここに紹介する。なおハラスメント規程の問題点は団体交渉で議論した部分であり、団体交渉での指摘が改正のきっかけになった。

だがこの質問を送った際、人事課より「個人(一委員)からの質問というより労働組合からの質問と見受けられ、返答に苦慮する」との情報を得た。そこで「団体交渉に参加した経験に基づくが、当然一職員として(一委員として)の質問である」と返事した。人事課も困ったのかもしれないが、以下の様に、大学の規程執行への取り組みに関する明言をもらうことができた。

### ハラスメント防止規程質問と回答

#### ◎6条3項 防止委員会の構成について

ハラスメント対応作業は非常に負担が大きく、業務エフォートへの圧迫が大きいものと伺っております。若手よりは教授が任務すべきとの意見もありますが、教授として時間が十分に取れるものではなく、またハラスメント事案対応経験を持つ方が適性が高くなります。防止委員会の参加メンバー選定は、どのように運用されるか教えてください。

**回答:** 防止委員会の重要な任務としてハラスメントの事実認定を行うことがあります。これは非常に責任の重いものですので、原則的に教授が携わっていただくことが適切であると考えていますが、最終的には、「教授」から「教員(原則として教授)」と変更いたしました。なお、委員の指名にあたっては、該当の研究科等に、適任と思われる方の推薦を依頼しています。

### ◎12条2項 調査委員会における利害関係者排除

委員メンバーが関係者との利害性を持たないことは、客観的に説明できるものであるはずですが、どのようにして信頼すべき運用がされるのか、教えてください。

**回答：**現在でも、調査委員会委員を選定する際には当事者との利害関係がある者は調査委員にしないようにしており、これまで明文化されていなかったことを今回、明文化したのですが、運用については防止委員会にお任せいただきたいと思います。

### ◎16条 緊急措置

緊急性というのは、事案によって異なると思うのですが、こういった場合において緊急と判断されるのか、お教えて下さい。たとえば、これまでの対応事案の抜粋例でかまいませんので、具体的な判断基準を教えてください。

**回答：**これはケースバイケースで、その都度防止委員会委員長が判断しておりましたので、具体的な基準というものは特に定まったものではありません。

### ◎17条1項 関係者のプライバシーの解釈

労働組合の団体交渉でも触れた点なのですが、申立人に対する丁寧な説明がないと、申立人が無条件に黙らされる、という圧力にもなってしまいます。また当然ながら、ハラスメント事案に対処する全員は、申立人と被申立人双方に対して、中立な立場であります。このところを考慮され、「正当な理由」無く第三者に伝えない、との表現が盛り込まれたと解釈されますが、この「正当な理由」について以下の確認をお願い致します。「カウンセラー、弁護士等への相談、労働組合への相談は、正当な理由に含まれる」またこのことは当然、申立人、被申立人双方に説明されることをはっきり約束してください。

**回答：**これらは正当な理由と考えて問題ないものと思います。また、相談員のマニュアル等に、これらについて丁寧に説明いただくことを明記する等により、徹底したいと思います。

### ◎ウェブに掲載されるハラスメント相談窓口の削除

ハラスメント事案は、人の心の捉え方で生じると思いますので、あらゆる窓口が整備されるものと考えます。ウェブ経由での申し立ての機会が失われるのは、気づかぬハラスメントの芽が大学に残ることになりかねません。ウェブ経由での窓口を廃止することは、愚かなことに思えます。きちんとした説明をしてください。

**回答：**規程上、字句の整備をしたものであり、ホームページを閉鎖するようなことはありませんし、ウェブ経由によるメール相談も、これまでと同様に対応いたします。

### ◎中立性の担保と申立人の定義

ハラスメント委員会は、申立人と被申立人双方への中立の立場をとるものと理解しております。（片側の意見だけに左右されないはず）京都大学のハラスメント防止規程を読むと、申立人のみにかぎらず、被申立人や周りの関係者も、相談及び苦情の申し立てができるということです。京都大学のハラスメント防止規程はwebで見ることができます。

[http://www.kyoto-u.ac.jp/uni\\_int/kitei/reiki\\_honbun/w002RG00000993.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000993.html)

またこの運用に関する通知も見ることができたので、添付いたします。これには、以下の記載があります。

#### 第7条関係

##### (第1項)

「教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出」には、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。

- (1) 他の者がハラスメントをしている、又は受けているのを見て不快に感じる教職員又は学生等からの相談又は苦情の申出
- (2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた教職員又は学生等からの相談
- (3) 部下等からハラスメントに関する相談を受けた監督者からの相談

今の人事課では、ここまで細かい記載はできないと思うのですが京都大学の例は、豊富な経験から作られた公正な考えや対処方法を垣間見ることができると思います。他大学ではこんなにきちんとやれているのですから、岡大でも将来的にはご検討いただけるか、考えを聞かせてください。

**回答：**ハラスメント対応については、他大学の例も参考にしながら、今後も引き続き、よりよい方向を目指して検討することとなっています。

## ローカル線で行く！フーテン旅行記

### 第17回 ゆったり新幹線の旅！

#### 東海道新幹線「ひかり」

工学部単組 大西 孝

東京へ出張するときにお世話になるのが新幹線。「のぞみ」に乗ると、いつもビジネス客で座席はびっしりと埋まり、何となく味気ないように感じてしまいます。そんな新幹線での移動に疲れたときは、「ひかり」を利用してみてはいかがでしょうか。東海道新幹線へ直通する「ひかり」は、ほとんどが岡山駅始発で自由席でも確実に座れますし、途中の名古屋までは空席が目立ち、車内でゆったりとくつろげます。静岡県内に入ると「のぞみ」が通過する浜松や静岡から乗車する人が増え座席が埋まることもあります。静岡から東京までは1時間程度ですので、それほど苦痛にはなりません。

そして「ひかり」を利用することで得られる最大のメリットは、途中駅で地元の駅弁を買えるということです。2014年春に改訂された時刻表によると、岡山始発の「ひかり」の大半は浜松と静岡の両駅でそれぞれ約5分ずつ停車します。発車時刻をよく確認してからホームへ降りて売店をのぞくと、地域色豊かな駅弁が並んでいます。

浜松駅は言うまでもなく、ウナギを使ったお弁当が人気です。一方の静岡駅にも、駅弁ファンの間で有名な二つの名物駅弁があります。一つは「元祖鯛めし」。発売元の「東海軒」のホームページによれば、この「元祖鯛めし」は明治30年に発売された超ロングセラーだそうで、甘辛い魚のそぼろが醤油で味付けされたご飯の上にふんわりと載っており、シンプルですが飽きのこない逸品です。おかずの欲しい方向けに、野菜の煮物が付いた「特製鯛めし」も用意されています。

もう一つは「サンドイッチ」。サンドイッチはコンビニや車内販売で買えるじゃないかと言われそうですが、静岡駅のサンドイッチは明

治33年に発売された、これもまた息の長い逸品で、駅で売られているサンドイッチとしては日本最古ということです。ハムサンドと卵サンドが三つずつ入った極めて簡素なものですが、パンがしっかりとっていて美味しく、「さすがに長いこと愛されてきただけのことはあるな!」と納得する味です。

さらにありがたいのは、「元祖鯛めし」が570円、「サンドイッチ」は310円（いずれも2013年、消費税が5%の時の記録）とお財布に優しい価格であることです。お弁当を広げて、静岡駅を過ぎたあたりから車窓に広がる富士山を眺めながら老舗の駅弁をいただくのも一興です。岡山から東京へ向かう場合、「のぞみ」よりも1時間弱、時間は余分にかかりますが、移動の疲れはあまり感じなくなるかもしれません。



明治33年から販売されている静岡駅のサンドイッチ。フランス国旗に似た鮮やかな配色の箱も印象に残ります。



明治30年発売の「元祖鯛めし」。魚のそぼろが載った、甘辛くて優しい味のご飯です。



静岡駅の駅弁の売店。たくさんの駅弁が並んでいて迷ってしまいますが、乗り遅れにはくれぐれもご注意ください。



新幹線から眺める富士山。天気のいい日は車窓からカメラを向ける人も多く、やはり日本一の山だと実感します。

## 単組だより

## 教育学部から

## 12月1日「犬島ツアー」

12月1日開催の「晩秋の犬島を歩く—精錬所美術館と家プロジェクト」と題するツアーには18名が参加、小春日和



に恵まれて、ゆったりと一日を過ごしました。岡大からマイクロバスで宝伝港へ向かい、しばし連絡船を待つ間に一行の気分はすでに日常を離れていました。10分弱の船旅でいよいよ犬島上陸です。祭り寿司のお弁当で腹拵えして、銅製錬所の遺構を保存・再生した美術館へ。スタッフによる案内を聞きながら廢墟を抜け、暗い入口を進んで行くと...「おおっ?」「わあ〜」「ほおー」と思わず唸る驚きの仕掛けが!

(まだ行ったことのない方、ぜひご自分で体験してみてください)。

その先には、現代美術家の柳幸典氏が三島由紀夫をモチーフに創り上げた展示が続きます。光、水、空気が循環する不思議な空間を堪能



して建物を出ると、そこは海に臨む丘の上。傾きかけた煙突、溶鉱炉や発電所跡は迫力満点でした。さらに7つのサイトからなる家プロジェクトを、参加者それぞれのペースで巡りました。カフェでのんびり派からアートにどっぷり派まで、多様に楽しんでいただけたようです。

## 12月24日「お疲れさま会」

平成25年のお疲れさま会は、12月24日(金)、20時から、岡山ジョイポリスのぐりぐり家にて、開催されました。出席者は約25名。例年通り、食べ放題の焼肉と生ビールで、テーブルは賑わいました。委員長の赤木里香子先生の挨拶からはじまり、執行部三役の住野先生のメッセージで会場の雰囲気盛り立ててくれて、多くの参加者が心ゆくまで楽しんだお疲れさま会でした。

## 3月28日「お世話になった方々への感謝の会」

退職・異動する方々への日頃の感謝を込めて、昼食会を開催しました。出席者は24名(退職者3名)。春らしいお弁当で異動・退職の方々を囲んでの和やかな会となりました。最後に田中賢二先生、門田新一郎先生、樫田健志先生から教育学部での思い出や参加の方々へのあたたかいメッセージをいただきました。(松枝睦美)



## 三朝・地球研便り

地球物質科学研究センター(地球研)の運営体制が刷新されました。4月1日付で中村栄三センター長、神崎正美副センター長、河村雄行副センター長(環境理工学部教授)が就任しました。正副三センター長体制に合わせて、教授会の構成も、専任教授(3名)、専任准教授(12名)に山本進一副学長、妹尾昌治自然科学研究科長(工学部教授)、河村副センター長を加えた18名体制になりました。今後とも地球研の発展に御支援を賜りますようお願い申し上げます。(米田)

## 2014年度定期大会のお知らせ

日時：6月18日(水) 18:00~

場所：一般教育棟 A32

\*各単組の代議員の方、ご出席ください。

\*終了後ピーチユニオンにて懇親会があります。

代議員でない方も大会にオブザーバー参加、懇親会に参加できます。新加入の皆様もどうぞご参加ください



## 新規加入キャンペーン中です!

岡山大学職員組合では、4月より6月までの3ヶ月間、新規加入キャンペーンをしています。

この間に加入された方には、①組合特製のクリアファイルと②3,000円の図書カードを贈呈します。図書カードは、第1回目組合費の自動引き落とし完了後にお渡しします。

まだ未加入の方で、組合に興味をお持ちの方は、お知り合いの組合員または組合事務室までご連絡ください。

有期雇用職員の方で短時間勤務職員の方の組合費は、一律500円となっています。この機会にぜひ組合加入をご検討下さい。